

令和元年台風第19号の被害が特定非常災害および総合法律支援法の非常災害に指定されたことについての会長談話

令和元年台風第19号に伴う災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

- 1 令和元年台風第19号による災害が、令和元年10月18日、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害として指定され、また、総合法律支援法第30条第1項第4号の非常災害に指定されました。千葉県においても、令和元年台風第15号の際に災害救助法が適用された25市15町1村が今回の特定非常災害および総合法律支援法の非常災害の指定の対象となりました。

この特定非常災害の指定により、例えば、被災したために債務超過となった法人に対して債権者申立てによる破産手続開始の決定をすることができない、通常であれば3か月以内に行う必要のある相続の承認や放棄の期間が延長される、災害に起因する紛争については民事調停の申立ての際の申立て手数料が不要となる措置が適用されます。また、総合法律支援法の非常災害に指定されたことにより、法テラスの法律相談が資力を問わず実施可能となります。被害が広範囲にわたり、人的被害や住家の被害が多数であること、被災者の多くが避難生活を余儀なくされていることなどを踏まえると、特定非常災害に指定したことは極めて適切な判断です。

- 2 千葉県は、令和元年台風第19号の被害が発生するおよそ1か月前に、令和元年台風第15号により甚大な被害を被っています。令和元年台風第15号では、その猛烈な風により、千葉県で4万4000棟を超える住家に被害が発生しています。ブルーシートの展張を関係者が懸命に実施したものの、被害の範囲が広く件数も多いことから、その対応は十分とは言い

切れず、現在でもブルーシートの展張を希望する被災者は後を絶ちません。

また、長期化した停電の影響も甚大です。最大で93万戸を超える停電の被害が広範囲に発生し、完全復旧までに1か月以上を要したことから、多数の被災者が停電の中で長期間生活せざるを得ない状態となりました。しかも、停電によって上下水道の供給や電話などのライフラインに大きな障害が発生したため、多くの被災者は、住家の被害に加えて、ライフラインの途絶の中での生活を余儀なくされました。長引く停電により生産活動に大きな支障が生じた事業者も多数います。

千葉県の実災者は、このような状況で令和元年台風第19号の被害に遭遇しています。令和元年台風第19号では、竜巻と思われる突風の被害や利根川流域での浸水などが発生し、800棟を超える住家に被害が発生しています。そして、令和元年台風第15号で損傷した住家では、展張したブルーシートが強風で飛ばされたために、住家の中に浸水の被害が発生するなど更なる被害が発生しています。

つまり、千葉県の被災者は、令和元年台風第15号の被害からの回復が全く進んでいない状況で、さらに令和元年台風第19号の被害に遭遇しています。大きな自然災害が短期間のうちに二度も発生したため、被害はより広く深刻な状況となっています。

千葉県弁護士会としては、二つの台風によって被災された皆様が、まさにこれから立ち上がり、復旧復興に向けた歩みを始めなければならない状況に置かれていることを肝に銘じ、今後も被災者の生活再建のため支援活動を継続していかなければならないと決意を新たにしています。

令和元年10月25日

千葉県弁護士会 会長 小見山 大